

令和5年4月1日からの診療報酬上の特例措置における主要改定項目  
(病院・診療所薬剤師関係)

令和5年3月  
一般社団法人 日本病院薬剤師会

<後発医薬品関連>

●後発医薬品使用体制加算について、後発医薬品の推進を図りながら、医薬品の安定供給に資する取組を実施する場合の評価の見直し

A243 後発医薬品使用体制加算

イ 後発医薬品使用体制加算1 47点→67点

ロ 後発医薬品使用体制加算2 42点→62点

ハ 後発医薬品使用体制加算3 37点→57点

[算定要件]

(2) 後発医薬品使用体制加算は、当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数に占める後発医薬品の規格単位数の割合が75%以上、85%以上又は90%以上であるとともに、入院及び外来において後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的に行っている旨を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している保険医療機関に入院している患者について、入院期間中1回に限り、入院初日に算定する。なお、後発医薬品使用体制加算の注本文の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たしている保険医療機関に入院している患者については、令和5年12月31日までの間に限り、後発医薬品使用体制加算の注ただし書に規定する加算を入院期間中1回に限り、入院初日に算定する。ここでいう入院初日とは、第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。

[施設基準]

第26の2の2 後発医薬品使用体制加算

1 後発医薬品使用体制加算の施設基準

(1)～(5) (略)

(6) 後発医薬品使用体制加算の注ただし書に規定する点数を算定する場合には、上記(1)から(5)までのほか、以下の基準を満たすこと。

ア 後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

イ 医薬品の供給が不足した場合に当該保険医療機関における治療計画等の見直し

を行う等、適切に対応する体制を有していること。

ウ イの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には入院患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

## 2 届出に関する事項

後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式 40 の3を用いること。

なお、後発医薬品使用体制加算の注ただし書に規定する点数の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

## F100 処方料

イ 外来後発医薬品使用体制加算1 5点→7点

ロ 外来後発医薬品使用体制加算2 4点→6点

ハ 外来後発医薬品使用体制加算3 2点→4点

### [算定要件]

(16)「注9」の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす診療所において投薬を行った場合には、令和5年 12 月 31 日までの間に限り、「注11」に規定する外来後発医薬品使用体制加算を算定する。

### [施設基準]

(6)「注 11」に規定する点数を算定する場合には、上記(1)から(5)までのほか、以下の基準を満たすこと。

ア 外来後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

イ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されていること。

ウ イの体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

## 2 届出に関する事項

外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添2の様式 38 の3を用いること。

なお、「注 11」に規定する点数の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を

満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。

- 一般名処方推進することにより、患者に適切に医薬品を提供する観点から、一般名処方加算の評価の見直し

#### F400 処方箋料

イ 一般名処方加算1 7点→9点

ロ 一般名処方加算1 5点→7点

#### [算定要件]

(16)「注7」の規定にかかわらず、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付した場合には、令和5年12月31日までの間に限り、「注9」に規定する一般名処方加算を算定する。なお、一般名処方加算1及び2の取扱いについては、「注7」と同様である。

#### [施設基準]

##### 1 一般名処方加算に関する施設基準

「注9」に規定する一般名処方加算を算定する場合は、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

##### 2 届出に関する事項

「注9」に規定する一般名処方加算の施設基準に係る取扱いについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長に対して、届出を行う必要はないこと。